小野田商工会議所優良従業員表彰規定

（目的）

第１条　本規定は、小野田商工会議所の会員事業所(以下「事業所」と称する)の従業員（正規、非正規問わず）で永年勤続し、その成績が優秀なもの、又は功績顕著であって他の模範となるものを表彰し、優良従業員の確保並びに資質の向上に寄与することを目的とする。

（表彰区分）

第２条　表彰は、下記の区分とする。

(1)　永年勤続表彰

同一事業所に１０年以上勤続し、その成績が優秀で他の模範となるもの。なお、３０年以上勤続した者は、日本商工会議所会頭との連名により表彰する。

(2)　特別表彰

勤続年数にかかわらず、当該事業所の発展に寄与した功績が顕著であって他の模範となるもの。業務上の技術・技能が卓越しており業績向上に貢献した者、国家資格などを取得し功績顕著な者、豊かな知識を有し創意・工夫・改善等を行った者などを対象とする。

（被表彰該当者の推薦）

第３条　第２条の被表彰該当者を推薦しようとする事業所または団体は、本商工会議所が指定する期日までに、優良従業員表彰候補者推薦調書（別紙様式１）を提出するものとする。なお、特別表彰は１事業所若干名とする。

（表彰候補者の審査）

第４条　前条により、当該事業所から推薦された優良従業員表彰候補者の審査は、会頭の諮問に応じ、本商工会議所総務委員会が行う。

（被表彰者の決定）

第５条　被表彰者の決定は、委員会の審査の結果に基づき会頭が行う。

（勤続年数の算定）

第６条　被表彰該当者の勤続年数の算定については、毎年１０月３１日を基準日とする。

（表彰の時期）

第７条　表彰は、本商工会議所の会員大会で行い、表彰状と記念品を贈りこれを公表する。但し、会頭が特に必要と認める時は、別に行うことができる。

（経費の負担）

第８条　被表彰者の事業主は、表彰経費の一部を負担するものとする。

附　則

本規定は、令和５年４月７日より施行する。